

建築物エネルギー消費性能向上計画認定 申請手数料

●認定申請に係る手数料分（別表1）

次に掲げる場合の区分（延べ面積及び評価手法）に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 単位住戸の認定を受ける場合

区 分		(a)適合書添付の場合	(b) (a)以外の場合	
			性能基準	
一戸建て	～ 200㎡未満	4,700円	31,000円	
	200㎡～	4,700円	35,000円	
共同住宅等 ※1	～ 300㎡未満	9,000円	63,000円	
	300㎡～2,000㎡未満	18,000円	100,000円	
	2,000㎡～5,000㎡未満	41,000円	180,000円	
	5,000㎡～	74,000円	250,000円	

(2) 建築物全体の認定を申請する場合 次に掲げる金額を合計した金額（(i)+(ii)）

(i) 住宅の部分				
区 分		(a)適合書添付の場合	(b) (a)以外の場合	
			性能基準	
一戸建て	～ 200㎡未満	4,700円	31,000円	
	200㎡～	4,700円	35,000円	
共同住宅等 ※1	～ 300㎡未満	9,000円	63,000円	
	300㎡～2,000㎡未満	18,000円	100,000円	
	2,000㎡～5,000㎡未満	41,000円	180,000円	
	5,000㎡～	74,000円	250,000円	
(ii) 非住宅の部分				
区 分		(a)適合書添付の場合	(b) (a)以外の場合	
			モデル建物法	標準入力法 主要室入力法
～ 300㎡未満		9,000円	80,000円	233,100円
300㎡～1,000㎡未満		15,000円	100,000円	277,200円
1,000㎡～2,000㎡未満		25,000円	130,000円	373,400円
2,000㎡～5,000㎡未満		74,000円	210,000円	528,000円
5,000㎡～10,000㎡未満		110,000円	280,000円	640,200円
10,000㎡～25,000㎡未満		140,000円	340,000円	754,600円
25,000㎡～		180,000円	400,000円	863,900円

※1 共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあつては、共用部分の床面積を控除した面積

※2 認定を受けた計画の変更にあつては、それぞれの手数料の1/2の額を合計した金額
（追加の変更認定の場合は、それぞれの手数料の額）

●建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築基準関係規定への適合審査申請手数料分（別表2）
次に掲げる金額を合計した金額

1 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が 30 m ² 以内の場合	9, 000円
30 m ² を超え 100 m ² 以内の場合	15, 000円
100 m ² を超え 200 m ² 以内の場合	23, 000円
200 m ² を超え 500 m ² 以内の場合	37, 000円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内の場合	66, 000円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内の場合	94, 000円
2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内の場合	190, 000円
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内の場合	310, 000円
50,000 m ² を超える場合	560, 000円
2 構造計算適合判定を要する建築物ごとに次に掲げる構造計算適合判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(1)大臣認定プログラムにより適正に行われたものであるかの判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの定める金額	
床面積が 1,000 m ² 以内の場合	120, 700円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内の場合	150, 400円
2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内の場合	164, 700円
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内の場合	208, 700円
50,000 m ² を超える場合	353, 900円
(2)(1)に掲げる判定以外の構造計算適合判定(構造計算適合判定通知書の添付がある場合を除く) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積が 1,000 m ² 以内の場合	174, 600円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内の場合	232, 900円
2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内の場合	267, 000円
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内の場合	352, 800円
50,000 m ² を超える場合	648, 700円
3 建築設備が設置される建築物については一の建築設備ごとに、それぞれ次に定める金額	
昇降機	15, 000円
小荷物専用昇降機	7, 000円